

契約書（案）

- 1 件 名 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿消防設備等不良箇所修繕工事
- 2 契約金額 〇〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）
- 3 納入期限 令和2年3月27日
- 4 納入場所 〒510-0261 鈴鹿市御菌町1669番地
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 各施設
- 5 納入方法 公益財団法人三重県体育協会の指示による

公益財団法人三重県体育協会（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、上記物品の納入について次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 受注者は、発注者の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。
- 2 受注者は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示を受けていないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。
 - 3 受注者は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入を当然必要なことは、発注者の指示によらなければならない。

（検査）

- 第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立会いのうえ、発注者の検査を受けなければならない。
- 2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて受注者の負担とする。
 - 3 受注者は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取り換え）

- 第3条 受注者は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、発注者の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

- 第4条 発注者は、検査に合格した物品につき、その引き渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、発注者の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

(かし担保)

第6条 受注者は、納入した物品で、隠れたかしがあるときは、この契約を履行した日から1年間、無償で手直し、補強し、又は取り換えなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、前項に規定するかしにより生じた損害を賠償しなければならない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(代金の支払い等)

第8条 発注者は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、受注者の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りではない。

(分納)

第9条 受注者は、発注者の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 受注者、前項の規定により、分割納入したときは、発注者に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(受注者の請求による契約履行期限の延長)

第10条 受注者は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、発注者が正当を認めるときは、発注者、受注者協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(再委託の禁止)

第11条 発注者は、委託事務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(3) 受注者又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

(4) 受注者又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

- (5) 受注者又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。
- 2 発注者は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
 - 3 第1項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。
 - 4 発注者は、第1項の規定により、この契約を解除したときは、受注者の請求により既納部分の代価を支払って該当部分の所有権を取得するものとする。
 - 5 第1項の規定により、この契約を解除した場合においては、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。
 - 6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
 - 7 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、受注者に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第13条 発注者は、次条第1号の意見を聴いた結果、受注者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第14条 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

- (1) 受注者が暴力団等であるか否かについて三重県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は三重県他関係機関に提供すること。

第15条 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、発注者にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（履行遅延の場合の違約金）

第16条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた金額を発注者に納入しなければならない。

- 2 受注者は、第3条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を納入しなければならない。
- 3 前各号の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第17条 受注者は、受注者又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期限までに発注者に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第19条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、発注者、受注者協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(個人情報の保護)

第20条 受注者は委託事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議)

第21条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者、発注者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年〇〇月〇〇日

発注者 三重県鈴鹿市御薊町1669番地
公益財団法人三重県体育協会
理事長 村木輝行

受注者 (住所又は所在地)
(名称及び代表者名)

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、受注者若しくは発注者の事務所又は契約書(設計図書に示す場所を含む)において定めた履行場所で行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(再委託の禁止)

第10 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第12 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。